

## 第4章

## 審判における取組

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を見直す役割、及び知的財産権の有効性をめぐる紛争の早期解決に資する役割を担っており、これらの役割を十分に果たすためには、審理内容の充実と審理の迅速化の両立が求められる。

また、審判制度や実務についての情報交換や相互理解を図るための国際的な連携強化も必要となる。

そこで、特許庁は、以下に挙げる多面的な施策を実施している。

## 1

## 審理内容の充実に向けた取組

## (1) 審理内容の充実

## ① 口頭審理

無効審判<sup>1</sup>や取消審判<sup>2</sup>等の当事者系審判事件においては、的確な争点の把握・整理と当事者の納得感の向上のため、口頭審理を積極的に活用している。口頭審理は、合議体と当事者が口頭で直接議論することで、書面では言い尽くせない当事者の主張を引き出すとともに、対立する争点の把握や整理に役立っている。また、口頭審理において主張立証が尽くされるよう、当事者に対し、審理する事項を書面で事前に知らせることにより、十分な準備を促すようにしている。

特許・実用新案部門及び意匠部門では、無効審判事件のうち、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施しており、商標部門では、取消審判事件のうち、答弁書及び弁駁書が提出されたものについては、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施している。

2017年の口頭審理の件数は、特許・実用新案では146件、意匠では16件、商標では71件であった。そのうち、審判官が全国各地に出向いて行われる巡回審判を、特許・実用新案で25件、商標で10件実施した。

## ② IT 審判廷

口頭審理をより円滑に実施するため、審判廷にモニター等のIT機器が備えられている。これにより、当事者が持参した技術説明等のための資料や証拠物品、審判書記官が作成した調書案等の内容を、参加者全員が迅速かつ的確に把握でき、当事者がお互いの主張をより円滑に尽くせるようになっている。



IT 機器が備えられた大審判廷

## ③ 巡回審判・出張面接・テレビ面接

地方の企業及び大学等が審判の当事者である場合に、審理をより円滑に実施するため、合議体が全国各地に出向き、無効審判や取消審判の口頭審理を行う巡回審判や、拒絶査定不服審判の審理に関して直接的な意思疎通を図る出張面接を行っている。加えて、請求人

1 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めて請求する審判。  
2 登録商標の不使用や商標権者による不正使用等を理由として、登録の取消を請求する審判。

等の当事者自身のPCにより利用することが可能なテレビ会議システムにより合議体とコミュニケーションを図る、テレビ面接も推進している。また、リーフレットを作成し、周知を図っている。

2017年においては、35件の巡回審判、19件の出張面接、4件のテレビ面接を行った。



巡回審判・出張面接・テレビ面接のリーフレット

## (2)外部知見を活用した審理の一層の適正化

### ①審判実務者研究会

2006年度以降、審判官、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の審判実務関係者が一堂に会し、審決・判決の判断手法について個別事例を題材にして検討を行う「審判実務者研究会」（当初は「進歩性検討会」）を開催している。そこで得られた成果は、報告書に取りまとめ、審判実務にフィードバックするとともに、特許庁ウェブサイトなどを通じて広く周知している。

2017年度は、前年度に引き続き、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官をオブザーバーとして迎え、20事例（特許14事例、意匠2事例、商標4事例）について研究を行い、その成果を取りまとめた「審判実務者研究会報告書2017」<sup>1</sup>を公表した。



審判実務者研究会の分野別会合

### ②審判参与

適正かつ迅速な審理を実現すべく、2007年度末から、知的財産分野における豊富な実務経験及び知見を有する元裁判官等を「審判参与」として採用している。審判参与に対しては、審理業務における高度な法律問題に関して相談するとともに、審判官や審判書記官を対象とした法律研修等の講師を依頼し、また、審判参与会を適時開催して、審判に関する制度及び運用の在り方について提言を受けることなどにより、審判に関する制度及び運用の一層の適正化等を図っている。

### ③審・判決調査員

法曹資格等を有する者を「審・判決調査員」として採用し、口頭審理、審理事項通知書、調書等の内容に関する参考意見の作成と審判官へのフィードバックを、外部的視点を組み込む形で行うことにより、口頭審理の更なる充実を図っている。また、審・判決調査員に対して民事法的側面から審理業務について相談したり、審決取消訴訟の判決分析を依頼することなどにより、審理の一層の適正化に取り組んでいる。

<sup>1</sup> [http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai2017.html](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/sinposei_kentoukai2017.html)



## 2

## 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

## (1) 紛争の早期解決 ～権利付与後の審判～

無効審判等の権利付与後にその権利の有効性を争う審判事件については、優先的に審理を実施し、紛争の早期解決を図っている。

## (2) 権利の早期取得 ～権利付与前の審判～

早期の判断を求めるニーズに対しては、特定の要件を満たす拒絶査定不服審判事件<sup>1</sup>について、申出によりその事件の審理を優先的に行う早期審理を実施している。2017年の早期審理の申出件数は、特許が198件、意匠が3件、商標が7件であった。<sup>2</sup>

## 3

## 国際的な連携強化に向けた取組

## (1) 各国・地域の知財庁との連携

## ① 審判専門家会合

審判分野における情報交換を行うため、審判専門家会合を開催している。2017年度は、7月に日本で第3回日中審判専門家会合及び第8回日韓審判専門家会合を開催し、9月に韓国で第5回日中韓審判専門家会合を開催した。



第8回日韓審判専門家会合

## ② 国際審判官協議

実際の審判事件についての意見交換を通じて、審判実務の情報交換を行うため、国際審判官協議を開催している。2017年度は、9月に韓国にて日中韓国際審判官協議を開催した。

## ③ その他

審判分野における相互理解を深めるため、各国・地域の知財庁等との意見交換を実施している。2017年度は、5月に独国にて欧州特許庁及びドイツ連邦特許裁判所と、6月に米国にて米国特許商標庁と、10月にオーストラリアにてオーストラリア特許庁と、11月に台湾にて台湾智慧財産局と、独国にて欧州特許庁と、インドネシアにてインドネシア知的財産総局と、3月に米国にて米国特許商標庁と、それぞれ意見交換を実施した。

## (2) 国内外の法曹界との連携

## ① 国際知財司法シンポジウム2017

2017年10月30日～11月1日に、東京にて、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとの共催により、国際知財司法シンポジウム2017を開催した。1日目は、特許訴訟における証拠収集手続をテーマとして、日中韓シンガポールの裁判官による模擬裁判を実施した。2日目は、商標の類否判断について難しい判断を迫られる事例について、ASEAN各国の裁判官によるパネルディスカッションを実施した。3

1 特許については、次のいずれかの要件を備えた特許出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。①審判請求人がその発明を既に実施している実施関連出願、②外国にも出願している外国関連出願、③審判請求人が中小企業、個人、大学、TLO、公的研究機関のいずれかであるもの、④審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後にその発明を業として実施していること、⑤グリーン発明（省エネ、CO2削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願、⑥審判請求人が、震災に起因する被害等を受けた者等である出願、⑦アジア拠点化推進法関連出願  
また、意匠、商標については早期審査と同様の要件を備えた出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。

2 前記登録された事件等を含めると、早期審理の申出件数は、特許が274件、意匠が3件、商標が7件であった。

日目は、知財制度上の課題の解決に向けた特許庁の取組に関する基調講演、産業界・学界による「アジアにおけるビジネスと知財紛争」をテーマとした講演、特許の進歩性判断、

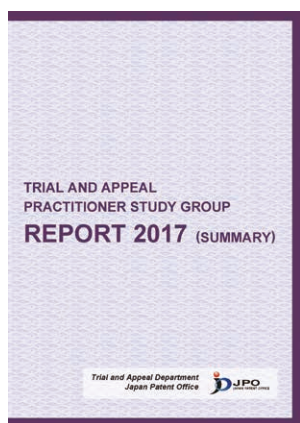
商標の類否判断、及び、他国でよく知られた商標について、悪意のある者が権利を取得した場合の救済措置についてのパネルディスカッションを実施した。

## 4

## 審判に関する情報発信

## (1) 国際的な情報発信

法解釈や運用の理解に参考となる審決等（審決、異議決定、判定）について、2016年1月より特許庁ウェブサイト（日本語版、英語版）<sup>1</sup>で、人手翻訳による英語翻訳文（審決英訳）の提供を開始し、2017年は97件の審決英訳を提供した。さらに、審判実務者研究会報告書の要約版<sup>2</sup>や、他の審判に関する情報についても英語での公表を行うことで、国際的な情報発信の充実を図った。



審判実務者研究会報告書の英語要約版

## (2) 審判制度の普及啓発

特許庁では、口頭審理を積極的に活用することで、当事者の納得感向上に努めている。また、地域の企業や大学等と審判合議体とのコミュニケーションを円滑にするため、口頭審理を地方で実施する巡回審判を推進している。

知財制度ユーザーに対してこれらの施策をアピールし、一層の利用促進を図るとともに、審判制度の普及・啓発を図ることを目的として、模擬口頭審理の実演を実施している。2017年度は、横浜における特許庁知財セミナーや、札幌、仙台、高崎、金沢、名古屋、大阪、神戸、高松、及び熊本における巡回特許庁において、模擬口頭審理の実演を実施した。



巡回特許庁 in 東北における実演



巡回特許庁 in KANSAI における実演

1 <https://www.jpo.go.jp/seido/shinpan/shinketsu-eiyaku.html>

2 [https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai.htm](https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/sinposei_kentoukai.htm)



## 国際知財司法シンポジウム 2017

2017年10月30日（月）から11月1日（水）にかけて、特許庁、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催により、初となる「国際知財司法シンポジウム 2017 ～日中韓・ASEAN 諸国における知的財産紛争解決～」<sup>1</sup>を開催した。

1日目には、特許訴訟における証拠収集手続について、日中韓シンガポールの裁判官による模擬裁判を行った。2日目には、商標の類否判断について難しい判断を迫られる事例について、ASEAN 各国の裁判官によるパネルディスカッションを行った。3日目には、宗像長官による基調講演があった後、産業界・学界による「アジアにおけるビジネスと知財紛争」をテーマとした講演、特許の進歩性判断、商標の類否判断、及び、他国でよく知られた商標について、悪意のある者が権利を取得した場合の救済措置についてのパネルディスカッションを行った。



パネルディスカッション

本シンポジウムへは3日間で延べ約1300名が参加し、知財司法に対するユーザーの関心の高さを改めて認識する機会となった。

今後も知財紛争に関する国際シンポジウムを継続的に開催し、各国・地域における知財司法や審判制度についての議論を深めることにより、各国・地域の知財制度の整備支援や、ユーザーへの情報共有を進めていきたい。



国際知財司法シンポジウム 2017

<sup>1</sup> <http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/chizaishihou-2017.htm>



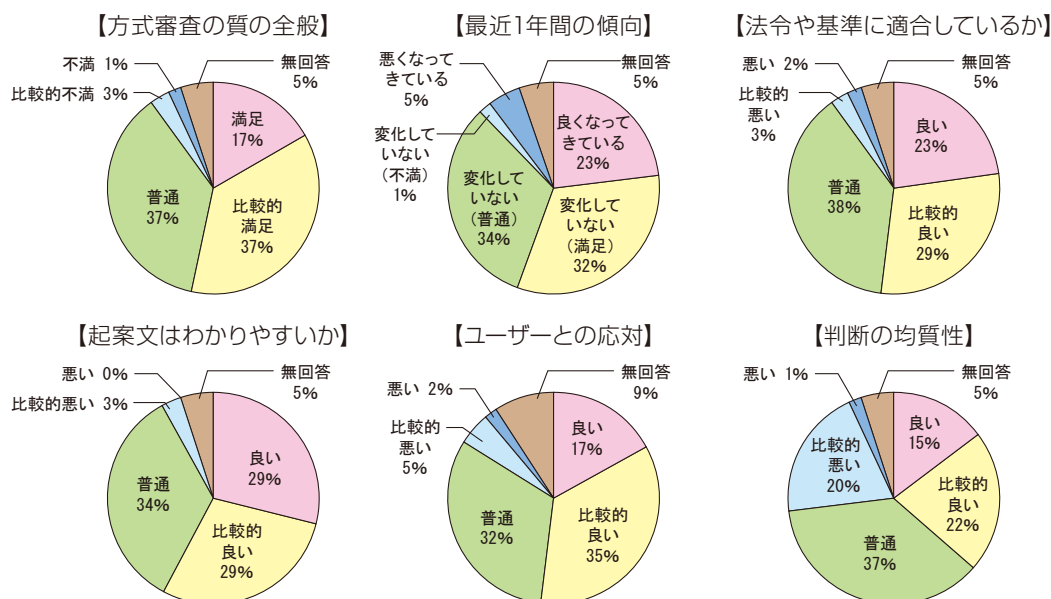
## ユーザーニーズを踏まえたよりよい行政サービスの提供に向けて

産業財産権を取得するためには、発明等の実体的な審査のみならず、出願から登録に至るまでの多岐にわたる手続が必要となる。特許庁では、こうした手続に関わる職員ひとりひとりの、日々の業務に係る心構えを示した「方式審査・出願・登録関連業務に関する品質ポリシー」を2015年3月に策定・公表し、よりユーザーの視点に立った行政サービスの提供を目指している。この品質ポリシーを踏まえ、方式審査・出願・登録業務の品質の維持、向上に向けた品質管理活動を推進しているため、代表的な取組を紹介する。

特許庁から発送される書類の質を保証するという観点から、方式審査専門官が作成した手続補正指令書等の起案書が無作為に抽出し、起案書の記載内容等の適否を確認する品質監査を行っている。起案文例を充実する等の取組を行った結果、2017年度においては84%が適正との評価となり、2016年度の55%から大きく改善した。また、ユーザーとのコミュニケーションのあり方の基本を振り返ることでユーザーとの対応の質の維持・向上を図るという観点から、手続に関わる職員全員を対象として電話対応の自己点検を実施している。2015年度は90.9%の達成率であったが、2017年度においては93.2%となり、ユーザーとのコミュニケーションに対する意識が向上していることが見てとれる。

こうした内部での点検に加え、2017年度は、よりユーザーの視点に立った行政サービスの提供を目指すために、外部からの点検として「方式審査・出願・登録業務全般の質についてのユーザー評価調査」を初めて実施した。方式審査の質の全般の評価では、「満足」又は「比較的満足」の割合は計54%に達し（「不満」又は「比較的不満」の割合は計4%）、直近1年間の傾向も「良くなっている」又は「（満足レベルで）変わらない」の割合が計55%を占めている（「悪くなっている」又は「（不満レベルで）変わらない」の割合が計6%）。また、「起案文は分かりやすいか」「ユーザーとの対応」についても「満足」又は「比較的満足」が50%を超えており、特許庁で推進している方式審査等の質の向上に向けた取組についてユーザーから一定の評価を得ているといえる。一方で、「判断の均質性」については相対的に評価が低く、ユーザーから改善を求める要望も寄せられ、改善すべき課題も明らかとなった。

特許庁では、方式審査等の質に関し、今後も内部評価と外部評価を組み合わせた品質管理活動の推進を通じて継続的な業務の改善を行い、よりよい行政サービスを提供していく。



## 女性が輝ける職場：特許庁

特許庁では、庁内の様々な部署で女性が活躍している。審査・審判を担当する部署はもとより、イノベーションを促すための産業財産権施策を企画立案する部署、産業財産権制度の活用を支援する部署、国際的な協力活動や制度調和の推進を担う部署などで、幅広い業務に女性職員が従事している。そして、庁内のみならず、経済産業省、その他府省庁、大学や裁判所、世界的知的所有権機関をはじめとする海外機関などにおいても多種多様な責任のある仕事に従事している。

また、仕事と家庭を両立したい者が利用できる勤務形態として、早出遅出勤務制度、フレックスタイム制度、育児時間（一日の勤務時間の一部を子の養育のために充てられる制度）などの各種制度があり、妊娠・出産・子育てのライフステージの変化にも柔軟に対応することができるようになっている。

さらに、2017年9月には、旧姓を業務で使用できる範囲を拡大し、本人の希望により、特許庁内での使用だけでなく対外的な法令上の文書においても旧姓の使用を可能とした。これにより、旧姓使用者の大半を占める女性職員がより働きやすい職場環境づくりに向けまた一歩前進した。

なお、職員の採用のための広報活動に関しては、特許審査官、意匠審査官、商標審査官及び事務職員を志望する女性向け説明会（写真）を年に数回（2017年度は特許庁主催で2回、人事院主催で6回）開催している。

我が国の構造的な問題である少子高齢化に対応し、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、現在、政府を挙げて取り組んでいる。経済産業省としても、多数の具体的な改革事項を盛り込んだ「経済産業省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」（2015年）を策定しており、特許庁は、同取組計画を踏まえ、これからも女性が一層輝ける職場づくりに取り組んでいく。

